

橋本市ファミリーサポートセンター「スマイリー」会則

(名称)

第1条 本会は、橋本市ファミリーサポートセンター「スマイリー」(以下「センター」という。)という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を和歌山県橋本市東家1-3-1 橋本市保健福祉センター 2階に置く。

(センターの目的)

第3条 橋本市において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、地域における会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育ての支援を行い、労働者の福祉増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(センターの事業)

第4条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整
- (3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習会の開催
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (5) アドバイザーと託児保育士が情報交換を行うための連絡調整会議の開催
- (6) 関係期間との連絡調整
- (7) 定期的な広報誌の発刊、その他の広報業務
- (8) 保育園等との連絡システムの構築

2 センターに代表者1名を置く。

(会員)

第5条 会員は、センターの趣旨を理解し、育児の援助を行いたい者(提供会員)又は育児の援助を受けたい者(依頼会員)であって、センターの承認を得たものとする。

2 会員は、相互に援助活動を行う。

3 相互援助活動中に生じた事故については、当事者間で解決するものとし、センターは責任を負わないものとする。

4 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、又は秘密を漏らしてはならない。

5 会員は、政治・宗教・営利活動を目的とする行為を行わないこと。

6 会員は、その他センターの目的に反する行為を行わないこと。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、所定の申込書(様式第1)を提出し、センターの承認を受けなければならない。

2 会員は、入会に関して、センターの実施する講習を受講しなければならない。

3 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証(様式第2)を発行し、会員票を(様式第3)を備え付ける。

(保険)

第7条 会員は、安心して相互援助活動できるよう、ファミリーサポートセンター補償保険に一括して加入するものとする。

(退会)

第8条 会員は退会しようとするときは、その旨をセンターに届け出なければならない。

2 センターは、会員に会則違反及び会員資格にそぐわない非行があった場合は、除名することができる。

3 会員は、退会に際して、第6条により発行された会員証を返還しなければならない。

(アドバイザー)

第9条 センターに、アドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次の業務を行う。

- (1) センターの事業内容の周知及び啓発
- (2) 会員の募集及び登録
- (3) 会員の統括
- (4) 託児保育士の指導
- (5) 会員相互援助の調整
- (6) 保育園等との連絡システムに係る連絡及び調整
- (7) 会員に対する講習会及び会員の交流会の実施
- (8) 会員間のトラブルへの助言
- (9) センターの経理事務等の業務運営
- (10) 会員に対する広報誌の発刊
- (11) 他のセンター及び関係期間との連絡調整
- (12) 前各号に定めるもののほか、センターの目的達成に必要な業務

(相互援助活動の内容)

第10条 会員が相互援助として行う援助は、恒常的又は臨時的なものとする。

- (1) 保育施設の保育開始時まで子どもを預かること。
- (2) 保育施設の保育終了後、子どもを預かること。
- (3) 保育施設までの送迎を行うこと。
- (4) 学童保育終了後、子どもを預かること。
- (5) 学校の放課後、子どもを預かること。

- (6) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること。
 - (7) 買い物等外出の際、子どもを預かること。
 - (8) その他会員の育児に関して必要な援助を行うこと。
 - (9) 前各号に掲げるものの他、センターが認める必要な子どもの援助を行うこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、センター長が対象児童の身体状況等により援助活動が困難と判断したときは、援助対象から除くことができる。
 - 3 子どもを預かる場合は、原則として提供会員の援助の提供者の家庭において行うものとする。ただし、提供会員と依頼会員の双方が承認している場合は援助依頼者の家庭において行う事ができる。
 - 4 援助活動は、早朝又は夜間にわたることがあっても、原則として子どもの宿泊は行わないとする。
 - 5 災害時の援助活動は原則として行わないものとする

(相互援助活動の実施方法)

- 第11条 会員は、援助活動を受けようとするときは、アドバイザーに援助の申込みをするものとする。
- 2 依頼会員から援助の申込みを受けたアドバイザーは、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、援助依頼受付簿(様式第4)を作成し、提供会員との調整を行うものとする。
- 3 依頼会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。
- 4 提供会員は、援助活動を実施したときは、援助活動内容を記録した報告書(様式第5)3部(提供会員用、依頼会員用、センター提出用)を作成し、依頼会員の承認を受けなければならない。
- 5 会員は、前項の活動記録を1週間に1回、アドバイザーに報告するものとする。

(報酬)

- 第12条 依頼会員は、提供会員に対し、援助終了後別表に定める基準に従って報酬を支払うものとする。

(その他)

- 第13条 その他、事業・援助活動について、センター長が必要と認める内容は、市と協議し随時適切な運営をしていくものとする。
- 第14条 この会則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この会則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

橋本市ファミリーサポートセンター「スマイリー」報酬に関する基準

1 橋本市ファミリーサポートセンター会則第12条に係るサポート料の基準を次のように定める。

8時～20時	1時間当たり	700円（A）
6時～8時 20時～22時	1時間当たり	800円（Aの100円増し）

- 2 子どもの預かり時間は、提供会員が援助活動を開始した時から、依頼会員又は依頼会員が指定する者へ子どもを引き渡した時までとする
- 3 兄弟姉妹の場合、二人の子どもを預けるには、その子どもの合計年齢が6歳以上であれば2人目を半額とする。
- 4 1時間未満の時間の取り扱いについては、最初の1時間までに生じるものは1時間とみなし、それ以降に生じるものは、30分以下は上記の半額とし、30分を超え1時間までは1時間とする。
- 5 取消については、次の通り依頼会員が支払う。
 - ・ 前日までの取消・・・・・・・・・・無料
 - ・ 当日取消・・・・・・・・・・上記基準により算定されたサポート料の50%
 - ・ 無断取消・・・・・・・・・・全額
- 6 前項の規定について、キャンセルの理由が暴風雨雪等の悪天候、災害の発生等、やむを得ない事情による場合は、この限りではない。
- 7 ガソリン代として実費を支払うものとする。
- 8 食事（ミルク）・おやつ代・おむつ代等については、依頼会員が実費を支払う。
依頼会員が特定のものを希望する場合は、依頼会員が用意する。
- 9 その他前項の規定にかかわらずセンター長が認める必要な事項はこの限りではない。